

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 8 月 8 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都交通局北自動車営業所（以下「本件営業所」という。）の職員が本件営業所に通勤するために使用する自家用車を駐車するための施設として局施設の 1 階部分に設けられた駐車場（以下「本件駐車場」という。）について、これが同局の財産であるにもかかわらず、同局の一の労働組合（以下「本件組合」という。）が管理や運営を行い、本件駐車場の利用を本件組合に加入する組合員（以下「本件組合員」という。）の一部の者に独占させており違法である、これに設置された立体駐車装置やシャッターの保守に費用を要しているなどとして、同局が本件駐車場の管理運営を行うことや本件組合に対しその保守費用等の返還請求をすることなどを求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当に財産の管理を怠る等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

1 本件駐車場の管理運営を本件組合が行い、本件組合員の一部の者に独占的に使用させていることについて

予備的調査によると、本件駐車場は、もともと本件営業所に勤務する職員（以下「本

件営業所職員」という。)のうち、東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程(平成14年交通局規程第46号)により、交通用具として自家用車を利用した通勤が認められた者のために、本件営業所の敷地内に駐車場所を確保していたところ、本件営業所の再整備等に伴い敷地面積が減少した結果、駐車場所も減少したことから、これに加えて、新たに同敷地内に建設された局施設の1階部分に設置されたものである。

このように、本件駐車場は、深夜運行等の輸送需要に対応するために職員の通勤を確保するという局の事業遂行上の必要から本件営業所職員の自家用車の駐車を認めるものであり、その料金を徴収することを想定したものではないとのことであるが、実態としては、本件組合が本件駐車場の利用に必要な鍵の管理をし、その貸与を受けなければ使用することができない状態であるとのことであった。

ところで、請求人は、本件駐車場が「都交通局の財産・資産」であるから、このような管理形態や不公平な取扱いを生じさせていることを問題視し、違法、不当な財産の管理の怠る事実当たると主張するようである。

確かに、本件駐車場が本件営業所職員の通勤の便宜に資する施設であり、その利用に当たっては、本件組合員か否かで区分されるべきでないにもかかわらず、本件組合が本件駐車場の利用に必要な鍵の管理をし、その貸与を受けなければ使用することができない状態にあることからすると、局の財産の管理に不適切な面があったことは否定できない。

この点、財産管理のうち、いかなる行為が住民監査請求の対象となるのかについては、住民監査請求は住民訴訟の前置手続であるところ、「住民訴訟は、地方公共団体の住民によって地方自治の公正を確保するために設けられた住民参政の一環をなすものであるが、それは、住民による事務監査請求の制度(法12条2項、75条参照)のように、地方公共団体の事務一般の非違を是正するための制度とは異なり、地方公共団体の財産が住民の租税その他の公課等の収入によって形成されていることに鑑み、地方公共団体の役職員による違法な公金の支出、財産の管理・処分等を予防し、あるいは事後的に是正をはかり、もって住民全体の利益を擁護するために、個々の住民の個人的な利益とは関係がなく、法律上の争訟とはいえない事項を訴えの対象とする制度を、特に立法によって創設したものである。そうすると、ある事項が住民訴訟の対象となるか否かの判断も、右の趣旨・目的に沿ってすべきであり、ここにいう「財産の管理」とは、財産の財産的価値に着目して、その価値の維持・保全・管理等を図る財務的処理を直接の目的とする行為をいい、一定の行政目的実現のためにする行為が一面財産の管理という性質を有し、それらの行為等がなされることによって、結果

として地方公共団体に財産的影響が及ぶような場合は、そこで主として考慮すべきであるのが、行政目的実現の如何であり、財務会計の適正な実現ではない以上、これに当たらないと解すべきである」（東京高等裁判所平成6年2月17日判決）とされる。

これを本件についてみると、本件駐車場は、自家用車による通勤が認められた本件営業所職員専用の駐車場所であって、本件営業所の敷地内にある地上平置き駐車場と同様、局が駐車場として使用することを認めるものであり、深夜運行等の輸送需要に対応するといった局の事業遂行上の必要から設けられたものである。したがって、このような本件駐車場の管理は、局の行政目的実現のためにするものであって、財産の運用を直接の目的とするものではなく、その財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解される。

したがって、請求人の指摘する本件駐車場の管理は法第242条に定める財務会計上の財産管理行為には当たらない。

2 本件駐車場に設置された立体駐車装置やシャッターのような設備が職員用の駐車場に必要なのか疑問であること等について

請求人は、本件駐車場に設置された立体駐車装置やシャッター（以下「立体駐車装置等」という。）の必要性を再検討し、本件駐車場に要する経費が最小になるよう工夫することを求めていると解される。

この点、予備的調査によると、本件駐車場は、上記1のとおり、本件営業所の再整備等に伴い敷地面積が減少した結果、駐車場所も減少したことから、局が地上平置き駐車場だけでは必要な駐車場所が確保できないとして設置したものであり、立体駐車装置は十分な台数を駐車するために必要であること、及び本件駐車場は地上平置きの駐車場所とは異なり、本件営業所の建物から離れた別の建物の人目が行き届かない1階に設置されていることから、防犯上の観点から鍵付きシャッターが必要であるとのことである。したがって、立体駐車装置等に要する経費は、局の事業遂行上の必要から設けられた本件駐車場の維持管理に要する経費（以下「本件経費」という。）として局が負担すべきものと言えるから、この負担により都に損害発生の可能性があるとはいえない。

なお、請求人は、本件駐車場を利用する本件組合の一部の者から「入会金・部費を本給から徴収」し「役員手当、会議費等名目が支払われている」と指摘した上、本件経費の精査をし、本件組合に何らかの返還を求めていることから、本件組合に対し、上記入会金・部費（以下「部費等」という。）の返還を求めていると解する余地もある

が、法第242条に定める住民監査請求は都の財務会計上の行為を対象とすることができるものであり、部費等は都の公金には当たらず、都の財務会計上の行為に関するものではない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。